

足監査公表第2号
平成25年2月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

なお、同法第199条の2の規定により、岩崎勝監査委員を除斥した。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 黒川貫男

記

1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査

2 監査実施日 平成25年1月30日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
財団法人 足利市みどりと文化・スポーツ財団	平成23年度 出資金 9,000,000円 出捐金 30,000,000円	出捐金等は目的に沿って運営管理され、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・退職給付引当金について、算出の誤りにより、引当金額が過小に計上されていた。 ・会計規定細則の規定に基づく小口現金出納帳を作成していない管理施設があった。
	平成23年度 足利市運動場指定管理料 84,898,000円	事業は目的に沿って行われ、その経理事務については、適正に執行されたものと認められた。